

名 称	金手西地区地区計画	
位 置	大井町金手地内	
面 積	約 7. 1 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、大井町の北西部、小田急線「新松田駅」から南に約 1 km、J R 御殿場線「相模金子駅」から西に約 1 km に位置しており、恵まれた自然と調和した工場・研究施設が立地している。</p> <p>本計画は、周辺住宅地等に配慮した土地利用を図るとともに、緑豊かな工場・研究環境を維持・保全し、良好な工場・研究施設の形成及び誘導を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、工場・研究施設を主体とした土地利用を進めるとともに、緑豊かな工場・研究環境の維持と保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺住宅地等に配慮しつつ、緑豊かな工場・研究環境の維持・保全を図るため、建築物の用途制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態意匠の制限及び建築物の緑化率の最低限度について必要な基準を設ける。
	緑化の方針	緑豊かで景観的にも優れた工場・研究環境を維持・保全するため、地区内の緑の保全に努める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区	
			面積	約6.7ha	約0.4ha	
		建築物の用途制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。	
			1. 工場		1. 工場	
			2. 事務所、研究所、研修所、診療所その他これらに類するもの		2. 事務所、研究所、研修所、診療所その他これらに類するもの	
			3. 前各号の建築物に付属するもの		3. 長屋又は共同住宅	
			4. 前各号の建築物に付属するもの			
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、次の各号に掲げる建築物については、この限りではない。					
	1. 警備員が常駐するための施設					
	2. 告示日において既に存する建築物					
建築物の高さの最高限度	20m		15m			
建築物等の形態意匠の制限	建築物の屋根、外壁及びその他戸外から望見される部分については、周辺の景観に調和したものとする。					
建築物の緑化率の最低限度	100分の20					

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」